

矢巾町中小企業者物価高騰対策支援事業実施要綱 (目的)

第1条 この告示は、エネルギー価格高騰や人件費上昇の影響を受けている事業者に対し、予算の範囲内で矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業の継続と地域経済の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する法人及び特定非営利活動法人その他の町長が別に定める者をいう。

（給付対象者）

第3条 支援金の給付対象となる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの）に基づく大分類のうち、別表第1に定める事業を行っている者
- (2) 矢巾町内に事業所を有し、本町に対し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に事業年度終了日が到来することに伴う法人町民税の納付をした者
- (3) 支援金を受給後も町内で事業を継続する意思がある者
- (4) 次に掲げる要綱に基づく支援金等の給付要件に該当しない者
 - ア 矢巾町公共交通事業者物価高騰対応重点支援金給付要綱
 - イ 矢巾町福祉施設等物価高騰対応重点支援金給付要綱
 - ウ 矢巾町私立学校等物価高騰対応重点支援金給付要綱
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に該当しない者
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者
- (7) 矢巾町暴力団排除条例（平成24年矢巾町条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者に該当しない者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、町内の事業所において雇用する従業員数に応じて、次の表のとおりとする。

町内の事業所において雇用する従業員数	給付額
5人未満	3万円

5人以上10人未満	4万円
10人以上20人未満	5万円
20人以上30人未満	6万円
30人以上50人未満	8万円
50人以上	10万円

2 支援金の給付は、一の給付対象者につき1回限りとする。

（支援金の申請）

第5条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 法人町民税の確定申告書の写し
- (3) 従業員数が確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請の受付期間は令和8年4月1日から令和8年5月31日までとする。

（給付の決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金を給付すべきと認めたときは、支援金の給付決定をするものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金給付（不給付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の給付）

第7条 町長は、前条第1項の規定により支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金の支給を行うものとする。

（給付決定の取消し）

第8条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により支援金の支給決定を受けたときその他町長が適当でないと認めたときは、支援金の支給決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の支給決定を取消したときは、矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金給付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還等）

第9条 町長は、前条の取消しを決定した場合において、支援金が既に支給されているときは、返還を求めるものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 8 年 6 月 30 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条及び第 9 条の規定の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

記号	名称
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス業
R	サービス業（他に分類されないもの） ただし、政治及び宗教に関するものは除く

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

矢巾町長 様

申請事業者（本店等）

所在地 (本社又は本店)	〒 一
法人名	
代表者職・氏名 ※署名または 記名押印すること	

矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書

矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金の給付を受けたいので、矢巾町中小企業者物価高騰対策支援事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 紙付申請額兼請求額 _____ 円

申請区分

該当箇所に○印	町内の事業所において 雇用する従業員数	給付金額
	0人～4人	30,000円
	5人～9人	40,000円
	10人～19人	50,000円
	20人～29人	60,000円
	30人～49人	80,000円
	50人以上	100,000円

2 申請者情報

主たる業種分類	大分類		中分類	
主な業務内容				
資本金・出資金	万円		従業員数	人
対象事業所 (支店等) ※ 申請者と同一の 場合は記入不要	所在地	〒 -		
	事業所名称			
担当者所属・氏名				
電話番号			FAX番号	
メールアドレス				

3 支援金の振込先口座

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注：振込先確認のため、通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写しを添付してください。

4 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 法人町民税の確定申告書の写し（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に事業年度終了日が到来するもの）
- (3) 従業員数が確認できる書類（上記（2）において従業員数の記載がある場合は省略）
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書 兼 同 意 書

私は、矢巾町中小企業者物価高騰対策支援事業実施要綱に基づく支援金の給付申請にあたって、下記の全ての事項について、誓約及び同意します。

記

- 1 本支援金の給付の申請に当たっては、矢巾町中小企業者物価高騰対策支援事業実施要綱を確認しており、当該要綱に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。
- 2 支援金の給付申請書及び提出書類の全ての内容に虚偽はありません。
- 3 申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
- 4 矢巾町中小企業者物価高騰対策支援事業実施要綱の定義に該当する中小企業者に該当する条件を満たしており、支援金の受給後も現在の事業を継続する意思があります。
- 5 法人等（法人又は団体をいう。）が矢巾町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではなく、法人等の経営に暴力団及び暴力団員等が実質的に関与していません。
- 6 上記1から5の事項に虚偽があった場合は、給付された支援金を指定する納期限までに全額返還します。
- 7 支援金の給付にあたって必要なときは、矢巾町が申請者である法人又は、その役員の税情報及び住民基本台帳の記録の照会確認することに同意します。
- 8 矢巾町暴力団排除条例に基づき、町が暴力団を利することができないことを確認するため、町の求めに応じて法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を町が警察機関へ照会することに同意します。
- 9 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この支援金の給付に関し不利益を被ることとなつても一切異議は申し立てません。

年 月 日

(事業所所在地) _____

(事業所名) _____

(代表者氏名) _____

※自署又は記名・押印による

様式第3号（第6条関係）

第
年
月
日
号

様

矢巾町長

矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金給付（不給付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金について、次のとおり給付（不給付）決定したので、矢巾町中小企業者物価高騰対策支援事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 給付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 給付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 不給付決定の理由 | | |

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

矢巾町長

矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金給付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金の給付について、次のとおり給付決定を取り消したので、矢巾町中小企業者物価高騰対策支援事業実施要綱第8第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す給付の内容

給付決定年月日 年 月 日付け 第 号

給付決定額 円
(うち給付決定を取り消す金額 円)